

復興産業集積区域における新規立地促進税制（新規立地新設企業を5年間無税とする措置）

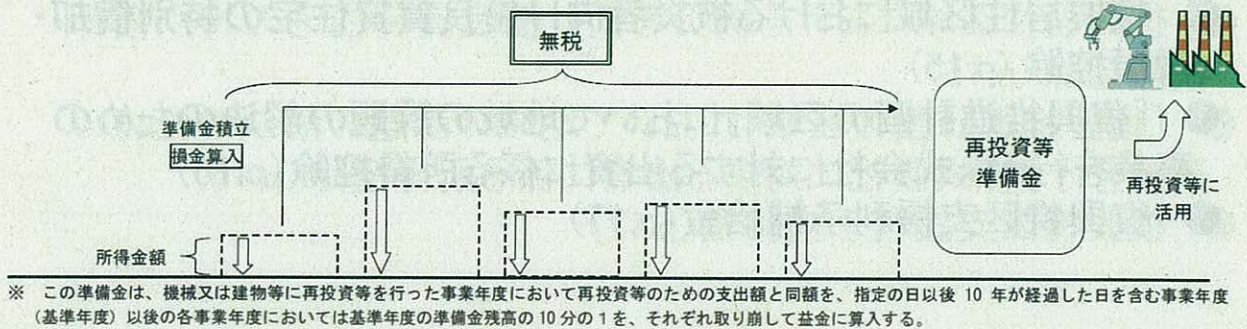
被災地における投資促進、雇用促進の観点から、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域内における新規立地新設企業の立上げを支援するため、復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置を講ずる。

- (1) 復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までの間に指定を受けた法人(注)が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。
- (2) 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる(準備金の範囲で即時償却)制度を創設する。

(注) 対象法人は次の要件をすべて満たす法人

- ・復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと
- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
- ・復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・積立てを行う事業年度において復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと
- ・指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上(中小法人等は3,000万円以上)であること

(注) 本措置、事業用設備の特別償却等、法人税の特別控除はいずれかの選択適用



※ この準備金は、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を、指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度(基準年度)以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の10分の1を、それぞれ取り崩して益金に算入する。

9

復興産業集積区域における特別償却又は税額控除

東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成28年3月31日までの間に、指定を受けた法人(注1)が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○機械又は装置:即時償却又は取得価格の15%の税額控除(注2)

(取得価格の50%の特別償却又は15%の税額控除(注2)(26年4月1日~28年3月31日))

○建物:取得価格の25%の特別償却又は8%の税額控除(注2)

(注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

(注2) 当期の法人税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

(注3) 本措置、新規立地促進税制、法人税の特別控除はいずれかの選択適用。

【参考】震災税法第一弾で講じた措置

○被災代替資産等の特別償却(被災地域全域)

取得等の時期	H23. 3. 11~ H26. 3. 31	H26. 4. 1~ H28. 3. 31
資産等の区分		
機械装置	30% (36%)	20% (24%)
建物・構築物	15% (18%)	10% (12%)

(注) カッコ内は中小企業者等が取得等をする場合の償却率。

特別償却

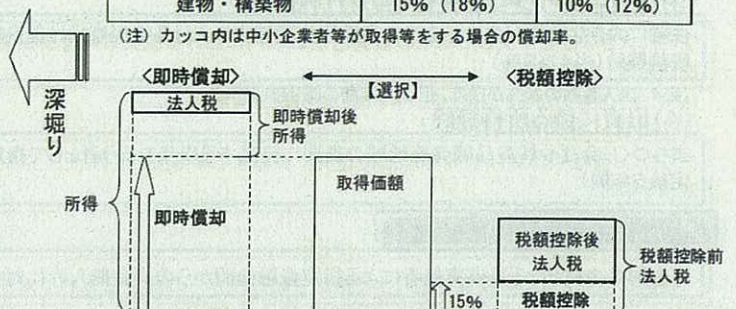
取得等の時期	~H26. 3. 31	H26. 4. 1~ H28. 3. 31
資産等の区分		
機械装置	100%	50%
建物・構築物	25%	

【選択】

税額控除

取得等の時期	~H26. 3. 31	H26. 4. 1~ H28. 3. 31
資産等の区分		
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

※ 復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能



10

復興産業集積区域における法人税の特別控除

○ 平成28年3月31日までに指定を受けた法人(注1)が、指定を受けた日から5年間の復興産業集積区域内の事業所における被災被用者(注2)に対する給与等支給額の10%を法人税額の20%を限度として税額控除できる。

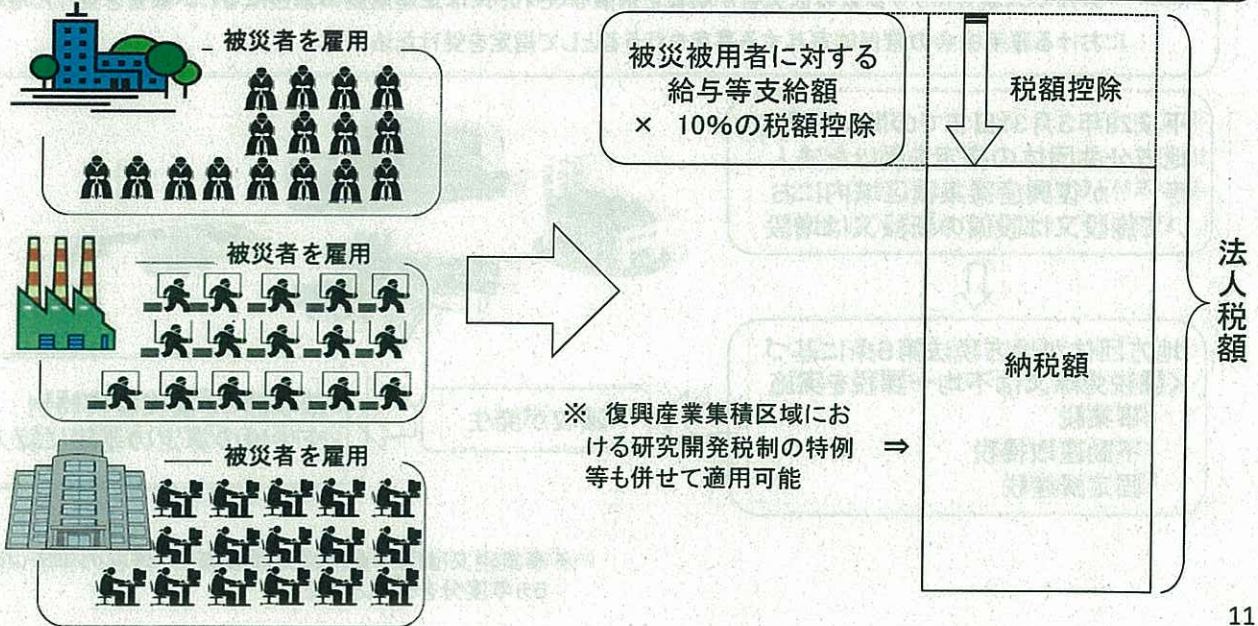
(注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

(注2) 雇用されている被災者。被災者は次のいずれか。

①平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者

②平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

(注3) 本措置、新規立地促進税制、事業用設備の特別償却等いずれかの選択適用。



11

復興産業集積区域における研究開発税制の特例等

(1) 平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた法人(注1)が取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる(即時償却)。

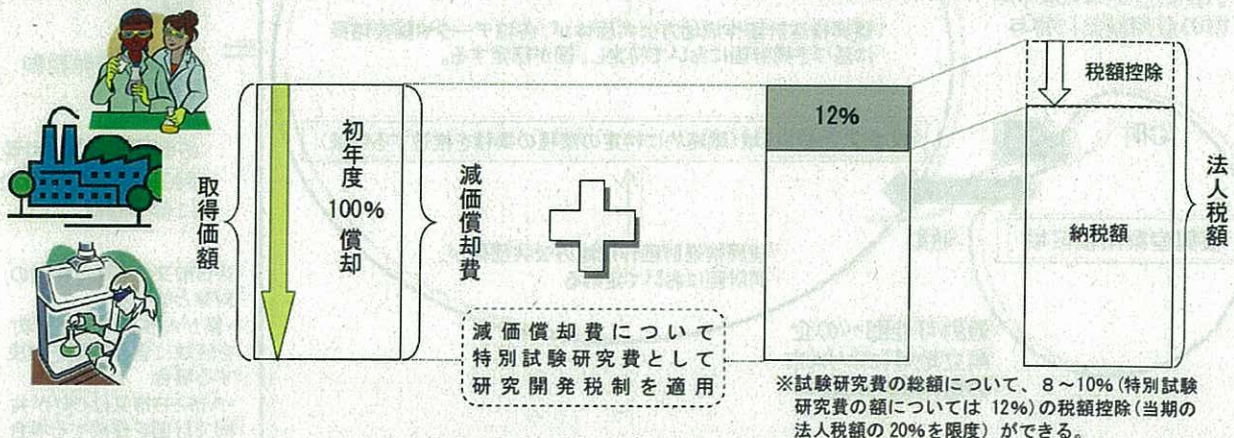
(2) (1)の対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費を、特別試験研究費として研究開発税制を適用。(12%の税額控除)

(注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

(注2) 現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じて8~10%の税額控除。特別試験研究費(大学等との共同研究等)は一律12%の税額控除。

(1) 即時償却

(2) 研究開発税制の特例



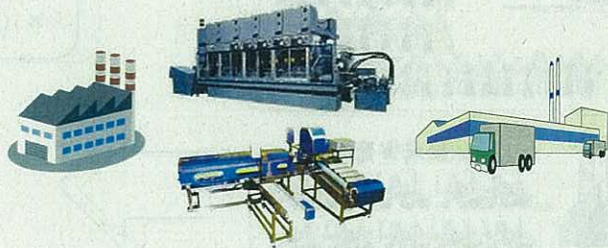
12

復興産業集積区域における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

復興産業集積区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人等^(注1)に対して、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収に対して、特例的に地方交付税により補填する措置を講ずる。

(注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人等。

平成28年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた法人等^(注1)が復興産業集積区域内において施設又は設備の新設又は増設



地方団体が地方税法第6条に基づく課税免除又は不均一課税を実施

- ・事業税
- ・不動産取得税
- ・固定資産税

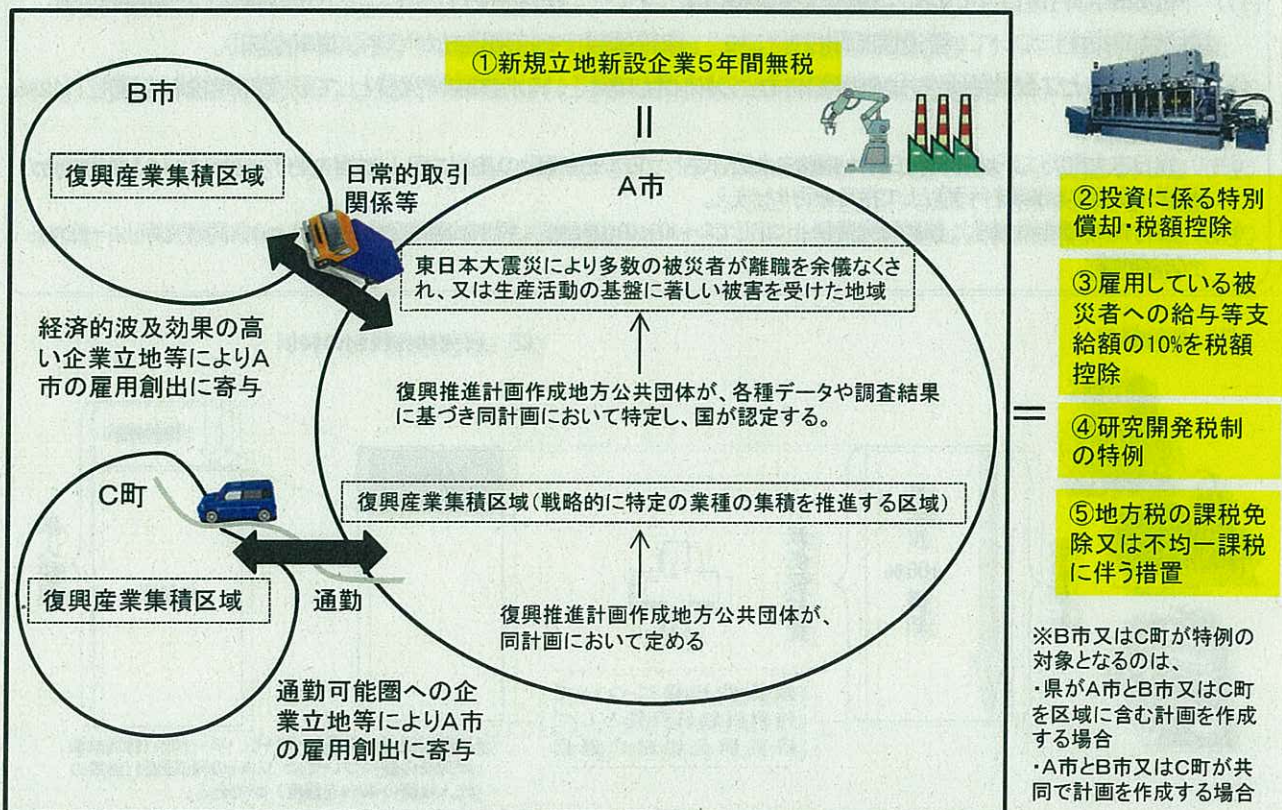
減収が発生

減収額※を震災復興特別交付税の算定の基礎に算入

※ 事業税又は固定資産税の減収額は、最初の年度以降5カ年度分を対象とする。

13

産業集積関係の税制上の特例の対象となる地域のイメージ



14

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除

東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成26年3月31日までの間に、指定を受けた法人(注)が復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、その取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除(法人税額の20%を限度)ができる。

(注) 住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

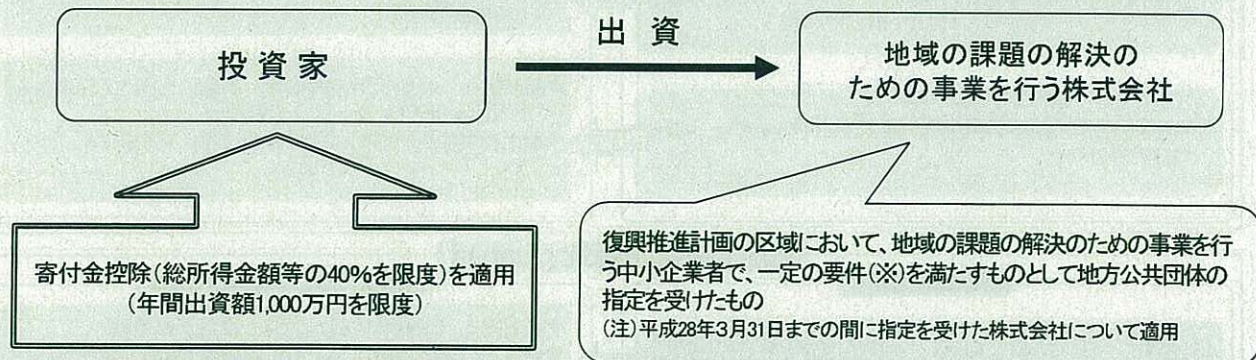


- 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却
5年間普通償却限度額の50% (又は70%)の割増償却

15

「復興推進計画の区域」において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除

復興推進計画の区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社により発行される株式を払込みにより取得した場合におけるその取得に要した金額については、現行のエンジェル税制の寄付金控除の適用を可能とする。



(※)一定の要件(主なもの)(東日本大震災復興特別区域法で規定)

- 1 東日本大震災復興特別区域法の規定により認定を受けた地方公共団体からの指定後5年以内の会社であること
- 2 次のいずれかに該当すること。
 - ① 復興推進計画の認定日が設立後最初の事業年度に属している会社又は当該計画の認定日において設立後最初の事業年度が開始していない会社で次の要件を満たすもの
 - ・ 計画事業に従事する者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の50%以上
 - ② 計画の認定日において設立後最初の事業年度が終了している会社で次に掲げるすべての要件を満たすもの
 - ・ 資金計画に記載された特区事業費の直前期の営業費用に占める割合が50%以上
 - ・ 計画事業従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の50%以上
 - ・ 直前期の売上高営業利益率が2%を超えていないこと

16

復興特区支援利子補給金

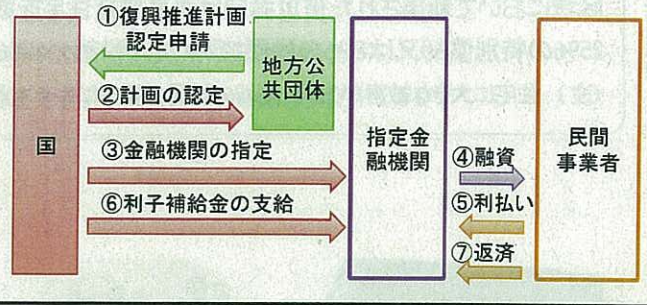
復興基本方針

4 (1) ①「復興特区制度」の創設

地域が主体となった復興を強力に支援するため、**経済的支援**などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設する。

具体的には、被災地域の要望を踏まえ、**必要となる税・財政・金融上の支援**を検討する。

事業イメージ



事業概要

○概要

被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

○利子補給金の支給期間 : 金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

○利子補給率 : 0.7%以内

○指定金融機関 : 対象となる金融機関は、復興推進協議会の構成員となる必要がある
(復興事業の検討に金融機関が加わることを想定)。

17

土地利用再編の特例

既存の土地利用計画（都市、農地、森林等）の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の实情に応じた復興まちづくりを速やかに実現

事業に必要な許可の特例・手続のワンストップ処理

現状と課題

① 事業実施のために必要な許可が得られない（市街化調整区域における開発許可、農地転用の許可等）

② 事業実施のためには複数の許可が必要（開発許可、農地転用の許可等）

計画に基づく事業の実施

◆ 市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可

◆ 開発許可、農地転用の許可等、事業に必要な複数の許可手続をワンストップで処理
◆ 都市計画や農用地利用計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理

新しいタイプの事業制度の創設

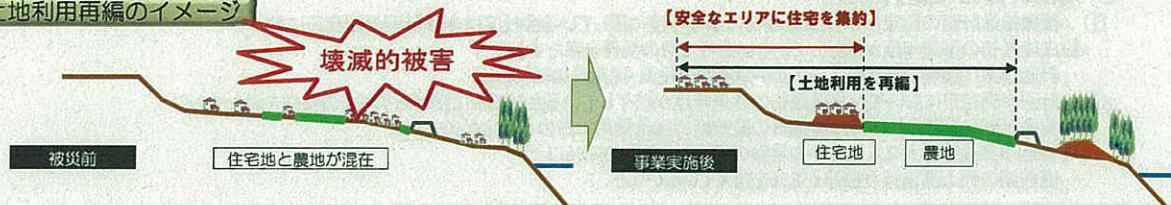
現状と課題

③ 住宅地と農地が混在するなど、被災地の実態に即した事業手法が必要

計画に基づく事業の実施

◆ 住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業
◆ 市街化調整区域内でも土地区画整理事業を実施可能に
◆ 防災集団移転促進事業について、住宅用地のみならず、医療施設等についても国費負担対象に

土地利用再編のイメージ



18

東日本大震災復興交付金について

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

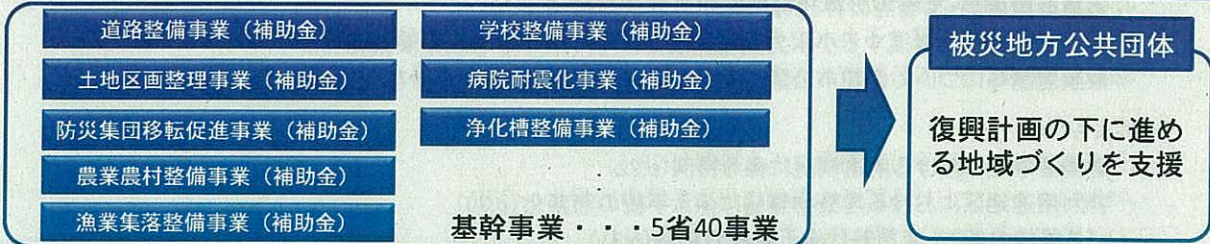
(注) 東日本大震災財特法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業

規模：国費1兆5,612億円（事業費1兆9,307億円） ※事業費は国費+地方負担

基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

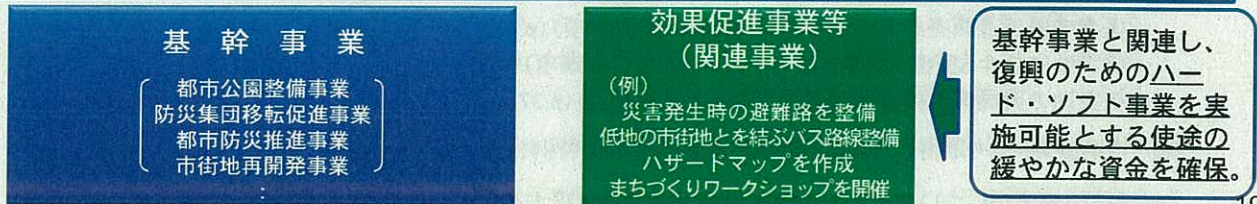
(事業費1兆4,302億円)



基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業（効果促進事業等（関連事業））

■用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

(事業費5,006億円、補助率80%、基幹事業費の35%を上限)



19

地方負担の軽減

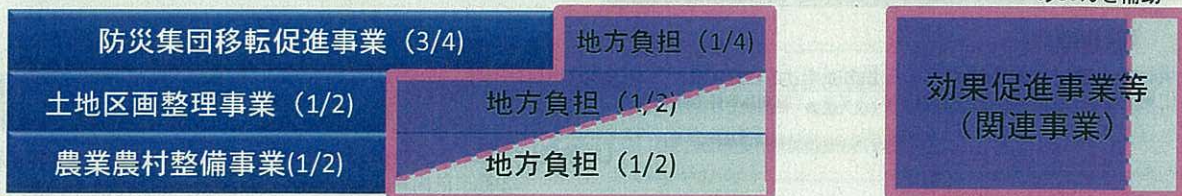
■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業等（関連事業）の80%を国庫補助

(例)

地方負担分の50%を補助

効果促進事業等（関連事業）の80%を補助



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は3次補正で全額措置）

■執行の弾力化・手続の簡素化

○ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。

○執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続の簡素化

復興庁（※）で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。
 各府省と協力して事業実施。

(※)復興庁が設置されるまでの間は内閣府

20